

GMO コマース株式会社

定款

定款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、GMO コマース株式会社と称し、英文では GMO Commerce, Inc.と表示する。

第2条（GMO イズム）

当社は、GMO インターネットグループの一員として、グループの創業の精神としての「スピリットベンチャー宣言」を根幹とする「GMO イズム」に基づき、インターネットの“場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽し、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。

第3条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 インターネットを利用した通信販売業務及び通信販売の仲介・情報提供並びにコンサルティング・サポート業務
- 2 インターネットを利用した通信販売に関連する業務代行、業務受託業務
- 3 インターネットを利用した情報通信システム・サービス、デジタルコンテンツの企画、開発、設計及び管理運営に関する業務
- 4 インターネットを利用した情報の収集、管理、処理及び提供の各サービス並びにコンサルティングに関する業務
- 5 前各号に記載のサービスの販売にあたっての割賦販売業務
- 6 第1号乃至第4号に記載の業務に関連した講演・セミナーの開催、寄稿等の業務
- 7 集金・収納代行業務
- 8 融資及び融資の斡旋業務
- 9 広告代理業
- 10 出版物の企画・編集及び発刊に関する業務
- 11 割賦販売斡旋業
- 12 リース及びリースの代行業務
- 13 O A 機器、通信機器の販売及びレンタル業務
- 14 小売業・卸売業
- 15 前各号に付帯関連する一切の業務

第4条（本店所在地）

当社の本店は、東京都渋谷区に置く。

第5条（公告の方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第6条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会

- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

第2章 株式

第7条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、7,178,443 株とする。

第8条（自己株式の取得）

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第9条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100 株とする。

第10条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- ② 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第11条（株主名簿管理人）

1. 当社は株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条（株主総会の招集）

1. 当社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。
2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

第14条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

第 15 条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 16 条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 19 条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 20 条（取締役の員数）

1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、7 名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

第 21 条（取締役の選任）

1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 22 条（取締役の任期）

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。

第23条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第25条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会の決議の方法）

1. 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会による事後承認の禁止）

1. 取締役会において決議すべき事項についての取締役会決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。
2. 前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急且つ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当社の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、代表取締役社長は、法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行する。
3. 前項の場合には、代表取締役社長は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。

第28条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会の決議によって定める。

第 31 条（取締役の責任免除）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 32 条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

第 33 条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 34 条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 35 条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第 36 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計算

第 37 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から、同年 12 月 31 日までの 1 年とする。

第 38 条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 39 条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。
3. 前項のほか、基準日を定めて、剰余金の配当をすることができる。

第 40 条（配当の除斥期間）

1. 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
2. 未払いの配当金には利息をつけない。

附則第 1 条

当会社は、第 13 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

最終改訂日：2026 年 3 月 16 日